

# 平成28年度 教育基本方針 教育施策



小学校から中学校までの9年間を通じて英語教育を推進  
全ての学校でALTとのチームティーチングによる授業を  
行い、実践的コミュニケーション能力の育成を図っています。

えびの市教育委員会

# えびの市民憲章

- 1 自然を守り緑豊かなまちをつくりましょう。
- 2 健康で明るいまちをつくりましょう。
- 3 たがいにたすけあい楽しいまちをつくりましょう。
- 4 教養を高め文化のまちをつくりましょう。
- 5 みんなで栄えるすみよいまちをつくりましょう。

(昭和48年6月18日制定)

## えびの市教育基本方針

本市の教育は、教育基本法の理念および宮崎県教育基本方針にのっとり、人間尊重の精神を基調として、「たくましいからだ、豊かな心、すぐれた知性」をそなえ、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新たな時代を担っていく気概をもち、心身ともに調和のとれた人間の育成を目指します。

このため、えびの市民憲章のもとに、生涯にわたって適切な学習が進められるよう、学校教育、社会教育、生涯スポーツの充実振興を図るとともに、その有機的な連携を密にして、生涯学習の推進に努めます。

# えびの市人権・同和教育基本方針

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。」「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」とうたっています

この人権宣言の理念の実現を目指して、平成7年に「人権教育のための国連10年」が採択され、これを受け国は「国連10年国内行動」を策定しました。これらを踏まえて平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

これまでは、えびの市同和教育基本方針に基づき、差別をしない、差別をさせない、差別を許さない人間の育成を目指し取り組んでまいりました。平成8年の地域改善対策協議会意見具申にもありますように、これまでの同和教育・啓発活動の成果と評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重する人権教育・啓発へと発展させていくことが求められています。またえびの市議会において平成13年に「部落差別撤廃・人権擁護都市」宣言がなされ、人権教育・啓発活動の積極的な取り組みがうたわれています。えびの市の現状をみると今なお、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに関する様々な人権問題が存在しています。

そのため、えびの市教育委員会では、これまでの取り組みの成果や課題をふまえ、人権について正しい理解を更に深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指すための新しい方針を定め、教育・啓発活動を進めてまいります。

- 1 すべての学校、地域社会及び家庭において、人権・同和教育を推進し、すべての人々が人権・同和教育に対する認識を深め、自らの課題として受け止め、差別をしない、差別をさせない、差別を許さない豊かな人権文化を構築していきます。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努めます。
- 3 社会教育においては、各種学級・講座等の機会において、基本的人権の尊重を基調とする学習を充実し、人権が一人一人の身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の高揚に努めます。
- 4 家庭教育においては、保護者に対する学習機会等を提供し、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、社会的ルールへの尊重、善悪の判断など子どもの健全な人間形成の基礎を育むことができるよう支援を行うとともに、大人も子どもも共に人権感覚が身に付くように努めます。
- 5 人権・同和教育を積極的に推進するために、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する深い認識に基づいた、真に差別などのあらゆる人権侵害をなくしていく意思と実践力とをもった指導者の養成や研修の充実に努めます。

人権・同和教育の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、宮崎県教育委員会並びに関係諸機関との連携を図りながら、広く市民の理解と協力を得て推進します。

# 平成28年度 教育施策

えびの市教育基本方針、えびの市人権・同和教育基本方針をもとに、21世紀を担う創造性豊かで意欲ある人づくり、個性とやすらぎのある地域づくりを進めるために、次のような教育施策を行います。

## 生涯学習

### 1 生涯学習推進体制の確立と学習環境の整備

- (1) 市民の学習意欲や学習課題に対処するため、関係機関との連携を図り、生涯学習に関する各種情報の提供、学習機会の充実に努めます。
- (2) 児童生徒の「生きる力」を育むために、学校・家庭・地域社会が一体となった学社連携の教育活動を進め、あわせて家庭・地域社会の教育力の向上を図ります。

## 学校教育

### 1 30人学級の全学年導入

徹底した学力向上を目指し、地域に貢献する人材を育成することなどをねらった「えびの市学校教育五つの挑戦」に取り組むために、平成26年度より小学校・中学校の全学年において30人学級を完全実施し、えびの市一貫教育の一層の充実に努めています。その期待できる効果は以下のとおりです。

#### (1) 学力の向上

- 一人一人と向き合うきめ細かな指導ができ、基礎学力の向上が期待できます。
- 学習習慣が身に付き、発言機会が増え、子どもが主体的に授業に参加できます。
- 教室に余裕が生まれ、学習環境や学習形態の工夫ができます。
- 提出物への的確で丁寧なコメントができ、学習意欲が高まります。

#### (2) 生徒指導の充実

- 一人一人に目が行き届き、いじめや不登校、問題行動等に素早く対応できます。
- 友達同士が理解し合い、自己表現力やコミュニケーション力が育まれます。

#### (3) 信頼関係の深まり

- 教師と子どもの関係が緊密化し、教育相談などが迅速かつ的確に行えます。
- 子ども同士の信頼関係が深まり、学級のまとまりができます。
- 学級における一人一人の役割が充実し、所属感が高まります。

## 2 えびの市学校教育五つの挑戦

### (1) ふるさと教育・キャリア教育への挑戦

えびのの人々は、自然を愛し、先人が培ってきた文化を愛し、人を愛し、そしてふるさとを愛し、それらを誇りとしてきました。

教育においても、これらのえびののよさを生かして、ふるさとから日本及び世界へ羽ばたく子どもたちの育成を進めていきたいと考えています。

そこで、総合的な学習の時間「えびの学」を中心に児童生徒の実態や地域の特性等を踏まえ、地域の教育資源を生かした特色ある教育課程の編成とそれに基づく地域に根ざした教育活動を展開します。このことにより、ふるさとを愛しふるさとに自信と誇りをもつ児童生徒の育成と地域に貢献しようとする気概をもつ児童生徒の育成を目指します。

#### ア キャリア教育の推進

「えびの学」において、小・中9年間、または小・中・高12年間を通して、自らの今の生活や今後の生き方と結びつけながら、えびのの歴史や文化、自然、産業等について系統的・発展的に学ぶことを通し、地域に愛情と誇りをもち、地域に貢献する人材の育成を図ります。

#### イ 伝統芸能・伝統行事の継承活動の推進

市内は、米作を中心とする農業が活発で、これらに関する伝統芸能や伝統行事が古来より数多く継承されています。地域との協力を図り、伝統芸能・伝統行事の継承活動の推進に努めます。

#### ウ 英語教育の推進

全小中学校において、ALT（外国語指導助手）とのT・Tによる授業を通して、実践的なコミュニケーション能力を育成するとともに、国際感覚を身に付け、国際交流のまちづくりに貢献できる人材育成に努めます。

### (2) 学力向上を図る指導への挑戦

教育課程特例校の指定を受けた小中(高)一貫教育を推進し、児童生徒の実態や地域の特性等を踏まえた特色ある教育課程の編成に取り組みます。学校種間の円滑な連携・接続を図り、発達段階に即した系統性・一貫性のある継続的な指導を行います。また、30人学級導入によるきめ細かな指導やえびの市スーパーティーチャー制度の効果的な運用による徹底した学力向上を目指します。

#### ア 一貫教育の推進

えびの市一貫教育推進基本計画を基に、児童生徒による交流活動、小中(高)教員による乗り入れ授業、小中(高)の合同研修会等の充実を図るとともに、地域の実態に応じた魅力ある学校づくりを推進します。

#### イ 基礎学力の充実

基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るために「読み」「書き」「計算」「コミュニケーション」の能力を育成する指導の充実を図ります。小学校に教

科「英会話科」、中学校には教科「英語表現科」を設け、小学校では英語に慣れ親しみ、実践的コミュニケーション能力を育成する素地をつくり、中学校では実践的コミュニケーション能力と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を目指します。また、小学校高学年においては、セレクト国語・算数を実施し、児童の主体的な学習を促し、基礎学力を定着させ、さらに能力や適性に応じた教育の充実を図ります。

#### ウ 教職員の資質向上の充実

教科指導において客観的な成果を上げている教職員を、えびの市スーパーティーチャーとして委嘱し、本市教職員の指導技術の向上に努めることで、児童生徒の学力の向上を図ります。

また、市独自に臨時講師の研修を行い、教職員全体の指導力向上を図ります。

#### エ 体験的な学習・問題解決的な学習の推進

観察・実験、調査・研究、発表・討論などの体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れ、自ら学ぶ意欲と主体的な学習の仕方を身に付けることを目指します。

#### オ 個に応じた指導の充実

少人数指導をはじめとする指導方法の工夫改善など、個に応じた指導の充実を図ります。

#### カ 特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒の適正な就学指導とその実態に応じた指導の充実、さらには市採用の介助員による個別の支援の充実に努めます。

### (3) 心の教育への挑戦

#### ア 読書教育の推進

読書は、豊かな人間性を養い、児童生徒の知的な活動を促進しながら人格の形成や情操を涵養する上で大切な役割を担っています。このことを踏まえ、えびの市子ども読書活動推進計画に基づき、よい本に出会える機会をつくり、本に親しみ、読書の喜びが味わえるような取組を進めていきます。

#### イ 体験学習・社会奉仕活動の推進

勤労体験、職場体験学習、栽培活動、福祉に関する学習、ボランティア活動など社会に貢献する方法について、その意義を理解し、積極的に推進していくことに努めます。また、異学年交流、学校間交流、高齢者との交流、障がい者との交流等、様々な人との交流活動も積極的に進め、豊かな人間関係を醸成する態度を育成していくよう努めます。

#### ウ 人権・同和教育の充実

各学校の人権・同和教育担当者を中心に、組織的・計画的に同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の研修を推進し、豊かな人権感覚をもった人間を育

成することを目指します。

エ 道徳教育の充実

生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観や他人を思いやる心などの豊かな人間性を育成することに努めます。

オ 生徒指導の充実

児童生徒の理解を深め、児童生徒が自ら判断し行動することができる「自己指導能力」の育成を組織的・計画的に進めるよう努めます。

また、いじめ・不登校の根絶に向けて、学校と適応指導教室やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図り、教育相談体制の充実に努めます。

#### (4) 体育・健康教育への挑戦

ア 体育・健康教育の推進

生涯にわたって健康な生活を送る能力を育てるため、現状を踏まえながら体育・健康教育の推進に努めます。

イ 薬物乱用防止の教育の推進

薬物乱用防止については、現在の社会の状況を踏まえて、小学校、中学校の実態に応じた指導の充実に努めます。

ウ 食育の推進

食育基本法及びえびの市食育・地産地消推進計画の趣旨に基づいた、食に関する指導の充実に努めます。

エ 部活動の推進

中学校の部活動は、教育上果たす役割が非常に大きく、その意義を十分に踏まえ校内の指導体制を整え、活発な部活動を推進します。

オ 防災教育の推進

自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため、主体的に行動する態度を育成する防災教育を推進します。

カ 安全教育の充実

施設等の安全点検及び生涯にわたって安全な生活を送る能力を育てるため、安全教育の充実に図り、事故防止に努めます。

通学路については、児童生徒への安全教育・指導を徹底するとともに、関係機関等と連携し、安全確保を図ります。

キ 学校給食の充実

安全で、楽しく、おいしい学校給食の時間になるよう、その運営と指導についての充実に図ります。

- ク 規範意識（基本的な生活習慣）の高揚  
善悪の判断や規範意識を育てるため、児童生徒の基本的な生活習慣や家庭学習習慣の定着などを学校・家庭・地域が一体となって推進します。

### **（５）特色ある学校の創造への挑戦**

- ア 特色ある教育の推進  
情報教育、福祉教育、環境教育、外国語教育、さらに科学技術の進展に対応した教育等、時代の変化に対応した教育を積極的に推進します。
- イ 学校支援地域本部事業による地域人材活用の推進  
優れた技能や専門性をもった地域社会の人材活用を積極的に行い、学校教育の活性化が図られるよう努めます。
- ウ 地域活動への支援  
地域社会に残る伝統的な行事や社会教育事業との連携を図りながら、地域活動への支援を行います。
- エ 家庭教育への支援と連携した活動  
学校の教育をより効果的に行うために、家庭教育の在り方について学校と連携して推進していきます。
- オ 幼保・小・中・高連携の推進  
幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の連携を進め、各学校間で子どもたちに身に付けさせたい資質・能力・態度等を明確にして、系統性・一貫性のある継続的な指導を推進します。
- カ 学校運営協議会の活用  
学校運営の在り方について保護者や地域住民等より広く意見を聞き、学校運営に反映させることにより、学校教育の活性化と地域に開かれ信頼される学校づくりに努めます。

## **3 学校の説明責任と教師の資質向上**

- （１）各学校は、学校の教育目標及び目標の具現化のための方策、学校経営方針等やその結果について、保護者や地域住民に説明していくことに努めます。  
また、学校評価について、自己評価の実施と結果の公表を行うとともに、学校外からの評価も積極的に取り入れ、教育活動の工夫改善に努めます。
- （２）指定研究に助成を行い、学校の教育的課題の解決及び学習指導方法の工夫・改善を図ります。
- （３）研修派遣や初任者研修、教職経験10年経過研修、実技研修、研究論文募集等を通して、教職員の研修意欲と資質の向上に努めます。

(4) えびの市教育研究センターや部会の積極的な活用を図り、教職員の研究活動や成果の普及活動に努めます。

(5) えびの市学校教育活性化推進事業の円滑な運営を行い、教育の振興に努めます。

#### 4 学校施設・設備の整備充実

(1) 老朽化した施設・設備の改修・修繕を計画的に行い、安心・安全な教育環境の整備を図ります。

(2) 地震などの災害に配慮した施設整備に努めます。

(3) 個に応じた指導の充実のための施設整備を図ります。

(4) 児童生徒が安心して学校生活を送れるように危機管理の徹底を図ります。

(5) 上江小中学校の施設一体型一貫教育校開校のための整備を行います。

## 社 会 教 育

### 1 生涯学習の振興と社会教育の推進

#### (1) 生涯学習の推進と内容の充実

##### ア 家庭教育の充実

- ① 幼稚園、保育園、小・中学校に家庭教育学級を設置します。
- ② 就学時にすべての保護者を対象に子育て講座を実施します。
- ③ 親育て講座、親子体験講座を実施します。
- ④ 家庭・学校・地域の連携を深めた活動を推進します。
- ⑤ 家庭教育に関する相談窓口を開設します。

##### イ 青少年教育の充実

- ① 学校支援地域本部事業は、さらなる活動を推進し学校と地域との連携を深めていきます。
- ② 自然体験や国際交流などを通じて青少年の情操を高めます。
- ③ 次世代を担う若者を支援するための若者チャレンジプロジェクト会議によるイベント等を実施し、意欲ある青年の育成を図ります。
- ④ 「家庭の日」（第3日曜日）を啓発します。

##### ウ 成人教育の充実

市民の生きがいづくりや自己実現を図るために、市民大学及び生涯学習講座などを開設します。

#### エ 高齢者教育の充実

高齢者が生きがいのある生活を送るため、学習の機会と社会参加活動の推進及び地域のリーダー養成を図ります。

#### オ 出前講座の啓発推進

- ① 市民のニーズに合致した出前講座を計画し、その推進に努めます。
- ② 市民の市政に対する理解を深めるとともに、学習機会の充実及び意識の啓発を図ります。
- ③ 人材バンクを活用し、市民の多様な学びを支援します。

### (2) 社会教育関係団体の活動の充実

それぞれの目的を持って活動している社会教育関係団体との連携を図りながら活動の推進を図ります。

また、時代に即した自主的な実践活動を推進する団体として、支援、指導、育成を図り、組織の自立を図ります。

### (3) 人権・同和教育の推進

すべての人々が、人権・同和問題を正しく認識し、その解決に努めるよう、各種学級、講座等あらゆる機会を通して、基本的人権の尊重を基調とする学習を積極的に取り入れ、全ての差別をなくす人権・同和教育を推進します。

### (4) 指定管理者と連携した図書館運営の充実

ア 利用者にとって便利で快適な、使いやすい図書館を目指します。

イ 図書館からの情報発信により利用者の拡大を図ります。

- ① 市民の生涯学習を支える図書館を目指します。
- ② 子どもの読書活動を推進します。

ウ 市民の調査、研究を支援します。

エ 市民の意見を取り入れながら各種ボランティア団体との連携並びに図書館ボランティアの育成を図ります。

オ 他公立図書館との相互貸借の強化に努めます。

カ 移動図書館の利用促進に努めます。

## 2 生涯スポーツの推進

### (1) スポーツ活動の推進

ア 各競技団体が行う各種スポーツ教室・大会等を支援し、スポーツ愛好者の拡大を図り、スポーツに参加できる環境の整備を図ります。

また、「市民スポーツ大会」の開催を支援し、スポーツを通じて地域に活力を提供できるよう努めます。

イ 市内3つの総合型地域スポーツクラブと連携し、会員の拡大を図りながら、地域に密着した魅力的なクラブづくりをめざし、市民の健康増進、体力づくりを推進します。

ウ スポーツ推進委員と連携し、体力測定の実施や、軽スポーツの普及を推進し、スポーツに触れる機会を提供します。

## **(2) 指定管理者と連携した体育施設の有効活用**

ア 指定管理者と連携し、社会体育施設の適正管理を図るとともに、維持補修や整備等も計画的に行い、利用者の安全性の確保と利便性の向上を図ります。

イ 体力づくり、生きがいくりの拠点となるよう、社会体育施設の有効活用を図ります。

## **(3) 各種団体の指導・育成**

ア スポーツ推進委員の技術の向上を図るとともに、積極的な活動を支援します。

イ 体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会等の育成に努め、活動の促進を図ります。

ウ 県体育協会等の上部団体と連携を図り、スポーツ指導者の育成及び資質の向上を図ります。

# **3 文化の推進**

## **(1) 文化活動の振興**

ア 指定管理者と連携した文化振興の促進

- ① 心の感動を促し、文化の醸成を図るため、各年齢層に適した文化芸術公演を開催します。
- ② 市民文化団体の発表会等を積極的に支援し、市民の文化意識高揚に努めます。
- ③ 市民参画を促すため、市民提案型による自主文化事業を展開します。

イ 文化団体の育成

- ① 各種文化団体の自主性と創造性を尊重しながら育成強化を図り、文化意識を高めます。
- ② 市内各地に伝わる郷土芸能を継承するため後継者づくりに努めます。また、郷土芸能発表会を継続的に実施し、伝承の推進を図ります。
- ③ 地域における郷土の歴史・文化を後世に伝えるために、歴史民俗研究団体の歴史解明や研究等、自主的な活動を積極的に支援・指導を推進します。

ウ 指定管理者と連携した文化施設の活用

- ① 文化の杜の施設は生涯学習の拠点施設であり、安全で市民の利用しやすい施設となるよう維持管理していきます。
- ② 市民の生涯学習の場として、利用者の増加と積極的な活用を促進し、教養と文化意識の高揚を図ります。

## **(2) 文化財の保護と活用**

ア 埋蔵文化財の発掘調査、保存と活用

- ① 本市には、史実解明の重要な手がかりとなる埋蔵文化財が数多く出土しています。これらの埋蔵文化財の保護に努めます。

- ② 開発行為については、埋蔵文化財の破壊等を防止するため関係団体と連携をとり、計画的な発掘調査のもとに記録保存に努めます。
- ③ 島内地下式横穴墓群から出土した遺物が国の重要文化財に指定されたことを受け、本市が誇る貴重な埋蔵文化財を広く発信するとともに、環境の整備を図ります。

#### イ 歴史文化財の保護

ふるさと文化の掘り起こしは、歴史・民俗を知り、それを生かすことであると言われるように、文化財はその重要な役割を果たしています。本市に残る数多くの有形・無形の文化財の保護をしながら市民の歴史学習などでその活用を図ります。

#### ウ ふるさと教育の推進

市民一人一人が、えびのの文化や歴史を知り、ふるさとに愛着と誇りを持つことが大切です。「ふるさと教育」「ふるさと学習」など地域を知る講演、講座等の実施で自慢できるえびの、誇れるえびのの意識づくりを推進します。

### (3) 指定管理者と連携した資料館の充実

#### ア 歴史民俗資料館の活用

各種の企画展や講座、講演会等の事業を積極的に推進するなど、歴史民俗資料館の活用に努めます。

#### イ 歴史民俗資料の保存

世代が代わるごとに失われていく歴史的資料、民俗資料を後世に残していくため、市内のあらゆる資料を収集し、価値あるものとして保存していきます。

#### ウ 歴史民俗資料の調査研究及び公開

収集した資料を調査研究しながら市民に広く公開します。

#### エ 歴史民俗資料館ボランティアの養成

ふるさとの再発見や歴史・文化を市民へ伝えることを目的として、意欲ある市民をボランティアガイドとして養成するための基盤づくりを関係機関と連携しながら進めていきます。

## 4 文化施設・設備及び体育施設・設備の整備充実

老朽化した施設・設備の改修・修繕を計画的に行い、安心・安全な文化・スポーツ環境の整備を図ります。

### 給食センター

#### 1 安全で美味しい学校給食の提供

- (1) 栄養バランスのとれた給食献立の立案及び児童生徒にとって美味しい給食献立を提供できるよう創意工夫・改善に努めます。

- (2) 新鮮かつ多様な食材を地元から求め、地産地消に努めます。
- (3) 学校給食センターと市内各学校との連絡を密にし、リクエスト給食の遂行や安全で美味しい学校給食の提供に努めます。
- (4) 非常時にも、安全な給食が提供できるように、絶えず非常食の備蓄を行い有効活用を努めます。

## **2 えびの市食育推進計画に基づく食育の推進**

- (1) 栄養教諭による、学校教育活動における食に関する指導が充実したものとなるよう学校との連携を図ります。
- (2) 児童生徒及び保護者に正しい食に関する知識と望ましい食習慣を身に付けるよう「こんだて表」・「給食だより」を活用して、食育活動の推進を図ります。

## **3 安全管理と衛生管理の徹底**

- (1) 学校給食の安全性を確保するため、施設の維持管理、調理機器の保守に努めるとともに、新施設建設計画の推進を図ります。
- (2) 学校給食用物資の納入時における検収・点検を徹底し、品質の悪い材料に関しては業者を指導します。なお、検収帳簿の整理と記録の徹底も図ります。
- (3) 学校給食用物資の安全かつ衛生的な取扱いに留意し、食材の保管・管理の徹底を図ります。
- (4) 調理及び配送作業においては、その作業における安全の確保とともに、委託業者に対して作業従事者の健康管理及び衛生指導の徹底を図らせます。
- (5) 給食の配缶・コンテナへの積込み、配送、保管、配膳時等における安全管理・衛生管理及び温度管理が適正に実施されているかを確認し、異物混入等が発生しないよう安全性の確保に努めます。
- (6) ノロウイルス等による食中毒予防の徹底を図るために、調理人等の健康管理教育や作業前などの手洗い遂行、調理器具の徹底的な消毒等の指導を図ります。

